

計 画 書

鹿児島都市計画高度地区の変更（鹿児島市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
高度地区（城山周辺地区）	約 2.5 ha	建築物の高さは、その最高限度を 20 m とする。	
合計	約 2.5 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

城山周辺地区においては、昭和 62 年度から平成 3 年度に国道 10 号の延長 830 m に
おいて「歴史と文化の道」整備事業を行うとともに、歴史と文化の集積した城山とその周
辺の景観風致を後世に継承していくために、平成 3 年 2 月に「城山周辺地区景観風致保全
指導要綱」を制定し、建築物の最高高さや景観形成に関する基準を設けて景観風致の保全
を図ってきた。また、最高高さについては、一層の城山への眺望を守るために、この要綱
の主旨に合わせて、「歴史と文化の道」の城山側の区域約 1.7 ha において、高さの最高限
度を 20 m とする鹿児島都市計画高度地区を平成 3 年 7 月 1 日に都市計画決定し、市街地
の良好な環境を維持しながら、合理的な土地利用を図ってきたところである。

城山は、市街地のほぼ中心に位置し、国の史跡・天然記念物に指定されている緑豊かな
山であり、この麓に位置する城山周辺地区一帯については、前述のとおり景観の保全に努
めてきたところであり、市を代表する歴史や文化施設が集積する地区として、今なお閑静
な環境を維持してきている。また、平成 20 年 6 月に施行した本市の景観計画において、
現在の高度地区指定区域を含む「歴史と文化の道地区」を景観形成重点地区候補地として
位置づけており、住民と共に景観形成の基本方針に沿ったまちづくりを行うこととしてい
る。

なお、「鹿児島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、城山周辺など
については、良好な都市景観を保全するとなっている。

「歴史と文化の道地区」においては、歴史と文化の香り高い風格のある環境を形成して
いくために、市街地に残る貴重な自然環境の保全と調和に配慮する必要があることから、
今回、更なる背景保全とこの地区一帯の景観風致を一体的に維持・保全し、後世に継承す
るために、高度地区の範囲を拡大するものである。